

玉名市建築物等木材利用促進基本方針

森林は、木材の供給、水源かん養や国土の保全、さらに保健休養の場の提供など、市民の暮らしを豊かにする様々な恵みを我々にもたらしてきた。しかし、長引く木材価格の低迷と需要の減少により、林業や木材産業は厳しい状況に置かれ、このままでは森林が持つ様々な機能の発揮や、森林資源の循環利用に支障をきたすことが危惧されている。

木材は加工から廃棄に至る過程におけるエネルギー消費が少ないなど、環境への負荷が小さく、使用している間は木材自体が炭素を固定し続けるため、地球温暖化防止対策の視点からも優れた身近な資材であり、植栽や保育を行うことにより再生産が可能な循環型の資源である。さらに、木材によって形成される空間は、人の健康や心理面で非常に良い影響をもたらすことが明らかになっている。

このように木材の利用は、玉名市が目指す「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名」の形成に寄与するものであり、地産地消を進めながら森林文化を継承し、発展させていくことが、玉名市民の環境財としての森林を健全な状態で未来に引き継ぐことにつながる。

玉名市では、「玉名地域森林・林業振興協議会 木材需要拡大推進部会」の会員として、県や玉名地域の森林・林業・木材産業団体と連携を図りつつ、積極的に木材の利用に取り組んできた。

このような中、令和3年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。）」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）」に改正されたことから、法第12条第1項の規定に基づき、法第25条に規定する木材利用促進本部の「建築物における木材利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）」及び「熊本県建築物等木材利用促進基本方針（令和4年1月4日施行）」に即して、「玉名市公共施設・公共工事等木材利用促進基本方針」を「玉名市建築物等木材利用促進基本方針」に改正し、市内の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項等を定めるものである。

- * 市等施設：市が直接又は団体等への補助等により実施する公共建築物
- * 市等工事：市が直接又は団体等への補助等により実施する公共工事
- * 公共建築物等：公共性の高い建築物及び付帯施設並びに公共工事の総体
- * 公共施設：公共性の高い建築物及びその付帯施設
- * 公共工事：地方自治体の実施する河川、砂防、道路、公園、農業農村整備、治山・林道、漁港、その他の土木工事

第1 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

市は、法第13条にのっとり、非住宅の建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、関係団体等と連携して、木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の周知に努める。

また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努める。

2 住宅における木材の利用の促進

市は、法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、国等が実施する補助事業等の周知に努める。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取り組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努める。

第2 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

1 木材の利用を推進すべき市等施設及び市等工事

(1) 市等施設の対象

広く市民の利用に供される学校施設、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、社会教育施設（図書館、公民館等）、運動施設（体育館等）、公園施設、道路や公共交通機関に係る施設、農林水産業関係施設、公営住宅、庁舎、公務員宿舎等の公共性の高い建築物及びその附帯施設とする。

(2) 市等工事の対象

公共工事で設置する施設（仮設物を含む）とする。

2 市等施設及び市等工事における木材の利用の目標

(1) 市等施設

ア 低層の公共施設は、木造とするよう努める。ただし、法令上の規定がある場合や既存の計画と整合性がとれない場合、許容範囲を超える負担増となる場合、防災関連施設など用途面や、構造・耐久性など技術面から木材の利用が困難である場合等を除く。

イ 建築物の構造にかかわらず木質化が可能な床、壁等については、木質化を推進する。特に、市民の目に触れる機会が多い施設の内装は木質化により整備するよう努める。

(2) 市等工事

木材・木製品を用いた工法を検討し、積極的な木材の利用を図る。

(3) その他

ア 木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料の利用を検討する。

イ グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）は、同法の規定により策定された環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断基準を満たすことを目標とする。

ウ 歴史的・文化的価値を有する施設の整備に当たっては、その価値に相応しい木材の利用を図る。

第3 その他建築物等における木材の利用の促進に関して必要な事項

1 木材の地産地消の促進

県内で生産又は製造された県産資材（丸太、製材品、内装材、合板、集成材、ペレット、チップ、その他の加工品）の優先使用に努める。

2 公共建築物等の整備等に関して考慮すべき事項

(1) 木材の利用に当たり、一般に流通している木材を使用するなど設計上の工夫又は効率的な木材調達等によりコストを考慮する。

(2) 建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等も含めたライフサイクルコストを考慮する。

(3) 近年技術開発が急速に進んできている新たな木質部材（木質耐火部材、接着重ね材等）の活用を検討する。

(4) 木質バイオマスを燃料として利用する場合は、処理経費等のコスト縮減を図りながら、燃料灰の有効活用に努める。

附 則

1 この方針は、平成25年2月1日から施行する。

2 この方針は、令和6年7月31日から施行する。